

## 別記3 事務所賃貸費支援事業

### 第1 事業の目的

既存産地の再生や新規産地を形成していく上で、自らが有する出荷体制や販路、技術等を、地域の農業者や農業法人に波及あるいは共有し、地域の中核となって産地化を図ることが可能な経営体“地域をけん引する経営体”の早期の経営確立を促すため、参入当初の賃貸費を支援する。

### 第2 定義

次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

#### 1 家賃

月額又は年額で契約された賃貸料及び賃貸契約に明示された共益費で定額で負担するものをいい、敷金、礼金など入居の際に必要な一時金や共益費のうち使用実績により負担額が確定するもの並びに消費税及び地方消費税相当額は含まない。

#### 2 参入

「地域連携・産地づくり計画」策定要領（令和元年9月13日付け農第882号）による認定を受けている経営体が、県内に事業所を設けて事業を営む場合をいう。

#### 3 補助事業開始日

参入した企業が、事業を開始した日、又は「地域連携・産地づくり計画」策定要領（令和元年9月13日付け農第882号）による認定を受けた日のうちどちらか遅い日をいう。

### 第3 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な事務所家賃経費に対し支援を実施する。

### 第4 助成対象者が備えるべき要件

助成対象者は、以下の要件を満たした組織経営体とする。

「地域連携・産地づくり計画」策定要領（令和元年9月13日付け農第882号）で定める計画を策定し、認定を受けた地域けん引経営体。

### 第5 事業実施主体

事業実施主体は、市町村とする。

### 第6 補助対象経費等

補助対象経費、補助率は要綱別表のとおりとする。ただし、月額が3.3㎡当たり1万円を超える部分については補助対象としない。

## 第7 交付額

補助金の交付は、次のとおりとする。

- 1 補助対象期間は補助事業開始日の翌月（その日が月の初日の場合は当月）（以下「補助事業開始月」という。）から2年間とする。
- 2 補助金の交付額は補助対象事業費の2分の1以内（千円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てた額を交付額とする）とし、単年度の交付限度額は600千円（ただし、最終年度の交付限度額は600千円から初年度交付額を差し引いた額とする。）とする。

## 第8 交付手続

補助金の交付は、次のとおりとする。

- 1 補助金を受けようとする助成対象者は第2の3に規定する補助事業開始日が確定した場合、速やかに補助事業開始届（事賃様式第1号）を事業実施主体に提出しなければならない。
- 2 補助金の承認の受けようとする助成対象者は事業実施主体が別に定める補助要綱に基づく承認申請書に事賃様式第2号、賃貸を受けている事業所が確認できる資料を添えて事業実施主体に申請しなければならない。
- 3 事業実施主体は、助成対象者より、補助事業開始届（事賃様式第1号）、補助金承認申請書（事賃様式第2号）の提出があった場合、様式1号に補助事業開始届（事賃様式第1号）、補助金承認申請書（事賃様式第2号）を添えて、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

## 第9 交付決定内容等の変更等の申請

- 1 助成対象者が交付要綱別表に規定される重要な変更を行おうとするときには、別記3の第8の2に準じて行うものとし、補助金変更承認申請書（事賃様式第3号）を事業実施主体に提出するものとする。
- 2 事業実施主体が、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第2号に補助金変更承認申請書（事賃様式第3号）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、交付要綱別表に定める重要な変更以外の変更については別途指示を受けることとする。

## 第10 補助金の返還

知事は、補助金の交付を受けた助成対象者が虚偽の方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

## 第 11 証拠書類の保管

助成対象者及び事業実施主体は、事業実施計画、事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類について、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しておくものとする。

事賃様式第 1 号

年 月 日

〇〇市町村長 様

届出者

主たる事務所の所在地

称 号

代表者 職・氏名

## 補 助 事 業 開 始 届

このことについて、地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金交付要綱別記 3 第 8 の 1 に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

### 1. 事業所の概要

①事業所の所在地

②事業所の面積

③事業所の賃貸料

### 2. 補助事業開始日

(立地参入した企業が事業を開始した日、又は「地域連携・産地づくり計画」策定要領（令和元年9月13日付け農第882号）による認定を受けた日のうちどちらか遅い日)

年 月 日

事賃様式第2号

1. 補助対象事業の概要

(1) 事業所の所在地

(2) 事業所の面積 ㎡

(3) 従業員数 人

2. 補助対象期間 年 月 日から 年 月 日  
まで

3. 申請年度対象期間 年 月 日から 年 月  
日まで

4. 補助対象事業費の額 円

5. 補助金の交付申請額 円（千円未満切り捨て）

(注)

- ①賃貸を受けている事業所が確認できる契約書の写し等を添付すること。
- ②補助対象事業費が確認できる領収証の写し等を添付すること。
- ③補助対象期間は、初年度補助開始月から2年後の月までを記載することとする。
- ④申請年度対象期間は、4月1日から3月31日まで（ただし、初年度は補助事業開始月から、最終年度は補助事業開始月から2年後までとする）とし、毎年1月末までに申請書を提出するものとする。
- ⑤補助対象事業費の額は、初年度補助開始月から2年後の月まで金額を記載することとする。

事賃様式第2号（別紙）

家賃等月別明細

年月	金額 (税込)	金額 (税抜)	備考
金額（税抜）合計			

事賃様式第3号

年 月 日

〇〇市町村長 様

申請者

主たる事務所の所在地

称 号

代表者 職・氏名

## 補 助 金 変 更 承 認 申 請 書

このことについて、地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金 交付要綱別記3第9の1  
により補助金の変更承認を受けたいので、別紙のとおり申請します。

事賃様式第3号（別紙1）

1. 補助対象事業の概要

（1）事業所の所在地

（2）事業所の面積 ㎡

（3）従業員数 人

2. 補助対象期間 年 月 日から 年 月 日  
まで

3. 申請年度対象期間 年 月 日から 年 月  
日まで

4. 補助対象事業費の額 円

5. 補助金の交付申請額 円（千円未満切り捨て）

（注）

- ①賃貸を受けている事業所が確認できる契約書の写し等を添付すること。
- ②補助対象事業費が確認できる領収証の写し等を添付すること。
- ③補助対象期間は、初年度補助開始月から2年後の月までを記載することとする。
- ④申請年度対象期間は、4月1日から3月31日まで（ただし、初年度は補助事業開始月から、最終年度は補助事業開始月から2年後までとする）とし、毎年1月末までに申請書を提出するものとする。
- ⑤補助対象事業費の額は、初年度補助開始月から2年後の月まで金額を記載することとする。



